

各国憲法集 (7)  
オランダ憲法



2013年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2012-3-c

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# 各国憲法集(7) オランダ憲法

本稿は、福岡女子大学国際文理学部准教授 吉田信氏の協力を得て、オランダ王国の憲法の概要及び訳文を取りまとめたものである。

2013年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

## 目次

〔解説〕(吉田信)

年表	1
I 序論	2
1 オランダ憲法の構成	2
2 オランダ憲法略史	2
3 オランダ憲法の特徴	3
II 憲法の内容	5
1 人権	5
2 統治機構	7
3 安全保障	14
III 憲法改正手続	15
1 総論	15
2 手続の詳細	15
IV 結語—最近の憲法的諸課題	15
1 組閣過程における国王の関与	15
2 基本権	16
3 違憲審査権	17
4 地方自治体の変更	17
5 その他	17

〔翻訳〕(吉田信・国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課)

オランダ憲法翻訳の出典と凡例	19
オランダ王国基本法	20

## 年表

1798年	オランダ共和国の崩壊に伴うバタフィア人民憲法の公布
1801年	行政府の優越を定めた憲法改正
1805年	法律顧問官を設置した憲法改正
1806年	ナポレオンの圧力によるバタフィア共和国の廃止に伴うオランダ王国建国、新憲法制定、君主制導入
1814年	フランスの支配から脱し、ウィレム1世を主権者とする絶対主義的憲法制定
1815年	ベルギーの編入による憲法改正、世襲の君主制、2院制導入
1840年	ベルギー独立を受けた憲法改正
1848年	トルベッケの主導による自由主義的改正、国王の権限の制限、責任内閣制の導入など立憲主義の確立
1917年	男子普通選挙権、比例代表制導入、私立宗派系初等教育機関への公的財政補助の実現
1922年	女子普通選挙権、第一院の任期短縮、良心的兵役拒否の導入
1948年	旧植民地規定の変更
1953年	国際法の優越を盛り込む憲法改正
1954年	オランダ王国憲章の公布、擬似連邦制への移行
1956年	領土規定からのインドネシアの削除
1972年	選挙権の年齢要件の21歳から18歳への引下げ
1983年	憲法の全面改正、定住外国人に対する自治体議会選挙権・被選挙権の付与
1997年	徴兵制を廃止
1999年	全国オンブズマン規定の憲法への導入
2002年	住居の不可侵及び治安維持に係る規定の改正
2005年	妊娠・出産及び病気を理由とする議会議員の一時的代理に関する改正
2006年	教育に関する規定の改正
2008年	選挙権に関する規定の改正

## I 序論

### 1 オランダ憲法の構成

オランダ（正式国名は、ネーデルラント王国：Koninkrijk der Nederlanden）憲法<sup>1</sup>は、第1章「基本権」（第1条～第23条）、第2章「政府」（第24条～第49条）、第3章「議会」（第50条～第72条）、第4章「國務院、会計検査院、全国オンブズマン及び常設の助言機関」（第73条～第80条）、第5章「立法及び行政」（第81条～第111条）、第6章「裁判」（第112条～第122条）、第7章「州、基礎自治体、治水委員会及びその他の公的団体」（第123条～第136条）、第8章「基本法の改正」（第137条～第142条）及び補則から成っている。1983年の全面改正により、人権規定を第1章に整理し、第2章から第7章までを統治機構、第8章で憲法改正を定める現在の構成となっている。

また、オランダ本国及びその海外領土との間の統治原則を定めたオランダ王国憲章（Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden）がある。海外領土はカリブ海に位置する6つの島（アルバ、ボネール、キュラソー、セント・マーティン（シント・マルテン）、セント・ユースタティウス（シント・エウスタシウス）、サバ）から構成されている。2010年までこれら6つの島は2つの自治領を構成し（オランダ領アンティル及びアルバ）、独自の統治法（Staatsregeling）を保持していた。オランダは、これらの自治領を併せた擬似連邦制の構造をとっている。

憲法は憲章の規定を遵守することが定められている（憲章第5条第2項）。外交・安全保障、出入国管理など王国全体に係る政策は、オランダ本国の内閣に各自治領から派遣される全権大臣を加えた王国閣僚会議（de rijksministerraad）により決定される。王国全体に係る立法は、法律（wet）とは異なる王国法律（rijkswet）として公布される。2010年に自治領の構成に変更が生じたことを受け、憲法の改正が予定されている（詳しくは後述Ⅳの4を参照）。

### 2 オランダ憲法略史

16世紀後半以来、オランダは、連邦制に基づく共和制を採用していた。しかし、1793年にフランス革命を背景としてフランスとの間に戦争が勃発し、1795年にフランスに敗北した結果、オランダ共和国は崩壊し、バタフィア<sup>2</sup>共和国が成立した。1798年には、バタフィア人民憲法（Staatsregeling voor het Bataafsche Volk）が公布され、オランダの憲法制定の歴史がここに始まった。この憲法は、フランスの1795年憲法の影響を受け、古典的な自由権を導入するとともに、それまでの連邦制に代わる中央集権的政体を採用し

\* 本稿の注に掲げるインターネット情報は、2013年2月3日現在のものである。

<sup>1</sup> 翻訳では、Grondwetを逐語的に「基本法」と訳したが、この解説では、原則として「憲法」と呼ぶことにする。

<sup>2</sup> ローマ帝国時代、現在のオランダを含む地域がラテン語でバタフィア（Batavia）と称されていたことに由来する。

ていた。1806年にはナポレオンからの圧力によりオランダ王国 (Koningrijk Holland) が建国されたことに伴い、新憲法が制定され、君主制が導入された。以来君主制は存続し、オランダはヨーロッパにおける代表的な立憲君主国の一つである。

フランスからの支配を脱した1814年には、現在のオランダ王国が建国され、ウィレム1世 (Willem I) が初代国王として即位、現在のオランダ王室の礎が築かれた。この年に公布された憲法は、ウィレム1世の大国志向もあり絶対主義的傾向を帯びていた。翌年には、ウィーン会議の結果を受けたベルギーの編入に伴い、憲法が改正された。

ヨハン・トルベッケ (Johan R. Thorbecke) を盟主とする自由主義的政治家が主導した1848年の憲法改正は、オランダにおける立憲主義の基盤を築いた改革として評価されている。しかしながら、厳格な政教分離の導入をめぐる宗派系政党の反発を招き、初等教育における私立宗派系学校への公的財政補助をめぐるほぼ半世紀に及ぶ政治的対立 (教育闘争: onderwijsstrijd) を惹起することとなった<sup>3</sup>。加えて19世紀後半には労働運動の伸長を背景とした普通選挙権獲得運動も重要な政治的課題となっていく。1917年に男子普通選挙権の拡大と抱き合わせて宗派系学校への公的財政補助の問題が政治的に解決 (教育和約: onderwijspacifcatie) した後は、国際環境の変化を背景とする改正が主となっていく。旧植民地の自治領への移行に伴い1954年にはオランダ王国憲章が公布され、オランダ本国と海外の自治領は対等な関係において王国を一体として構成するものとされ、擬似連邦制へと移行した。

1960年代には、既存の政治制度に対する改革要求が社会の中で高まった<sup>4</sup>。高まる政治改革の要求を背景に、政府は1967年に憲法の全面改正に向けた委員会を設置し、内務省内部で準備作業を進めた。委員会は、1971年に最終答申を提出し、1983年にはこの答申に沿う形で憲法が全面的に改正された。その後8度の改正を経ながらも、基本的な構成は現在まで維持されている。以後、現在に至る憲法をめぐる動向は、冷戦の崩壊を受けた国際情勢の進展を反映したものとなっており、徴兵制の廃止や人道支援を目的とする軍隊の国外派遣、国際的なテロリズムへの対応などが主要な関心事となっている。

### 3 オランダ憲法の特徴

#### (1) 君主制

オランダ国王<sup>5</sup>は、海外領土を含む王国の一体性を象徴している<sup>6</sup>。王位は、ウィレム1世の嫡出の子孫による世襲である (第24条)。憲法は、個人としての国王に、政府を構成する不可侵の君主として、責任内閣制の下、大臣と共同で政府を構成する公的な機関の

<sup>3</sup> 教育闘争については以下を参照。見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育』明石書店、2009。第1章がオランダにおける公教育の歴史的経緯を整理している。

<sup>4</sup> 首相の直接選挙、選挙制度改革を主張して1966年に結党した民主66 (D66) は、その象徴的存在である。

<sup>5</sup> オランダ語で国王は koning、女王は koningin。現行憲法に女王という言葉は用いられておらず、王位に就く女性を慣例上「女王」と呼んでいる。

<sup>6</sup> J. Chorus et al., eds., *Introduction to Dutch Law*, 4.ed., The Hague : Kluwer, 2006, p.314.

役割を認めている。

国政における国王の権限は、1848年の憲法改正以降形式的なものとなっている。しかしながら、総選挙後の組閣過程に国王が一定の政治的影響力を及ぼすことがある。組閣の手續に関する詳細は憲法に定められておらず、ほぼ1世紀の間、政治的慣行に基づいて行われてきた。国王は、両議院議長や国務院副議長から成る助言者との事前協議を経た後、政党間の連立合意を調停するインフォーマトゥール (informateur) 及び組閣を担当するフォーマトゥール (formateur) を任命してきた (後述Ⅱの2(3)(i)(b)参照)。これは、第二院の選挙が比例代表制に基づくため、単独で過半数を制する政党がなく、連立政権がほぼ常態化していることによる。2010年の組閣過程では、自らの意向に沿うインフォーマトゥールの任命を通してベアトリクス女王 (Beatrix) が組閣に影響を及ぼそうとしたと指摘されている<sup>7</sup>。

形式的となっている国王の権限を更に徹底させるための措置も講じられている。2012年には、議会の主導の下に組閣を進め、国王の関与を排除することを目的として議院規則が修正された (後述Ⅳの1参照)。また、国王は国務院の議長として (第74条第1項)、国務院会議に臨席していたが、2010年の国務院法改正による組織改編に伴い助言部局及び行政裁判部局の構成員から除外され、もはや各部局の会議に参加することはなくなっている<sup>8</sup>。

## (2) 国際法の優越

国際法の優越に関連する条文は、オランダ憲法の重要な特色をなしている。1953年の改正により、国内法に対する国際法の優越が明確に規定された。

現行憲法は、政府に対して国際的秩序の発展を促進させることを要請している (第90条)。条約の批准には議会の事前承認が必要とされているが (第91条第1項)、条約の規定が憲法と抵触する場合でも、議会における投票総数の3分の2以上の賛成を要件として、憲法改正を伴うことなく批准を可能としている (同条第3項)<sup>9</sup>。条約及び国際機関の決定の全ての者を拘束する規定に抵触する国内法の規則は、適用されない (第94条)。第94条は、条約等の全ての者を拘束する規定 (自動執行条項) が憲法と法律を含む国内法の裁判規範として機能することを意味するものと解されている<sup>10</sup>。また、第92条は、条約により、あるいは条約に基づき、立法・行政・裁判の各権限を国際機関に委譲するこ

<sup>7</sup> 2010年の総選挙において得票数で第3党となった自由党 (PVV) の連立参画を快く思っていなかったことが理由との指摘もある。“Formatie kan beginnen. Niet Beatrix, maar Rutte en Samson zijn nu aan zet.” *NRC*, 2012.9.13. (<http://www.nrc.nl/verkiezingen/2012/09/13/de-formatie-kan-beginnen-niet-de-koningin-maar-rutte-en-samsom-zelf-zijn-nu-aan-zet/>) 自由党は閣外協力することとなり、自由民主人民党 (VVD) とキリスト教民主アピール (CDA) による少数連立内閣が発足した。

<sup>8</sup> 「国務院法を改正する2010年4月22日の法律」(2010年法令公報第175号)。

<sup>9</sup> 第91条第3項 (同様の趣旨を定めた旧憲法の規定を含む。) は、これまで4回適用された。欧州防衛共同体条約、ニューギニア委譲に関するインドネシアとの条約、ロッカビー条約 (スコットランドのロッカビー上空でパンアメリカン航空103便が爆破された事件の容疑者の裁判を、第三国であるオランダで実施するために英国との間で結ばれた条約)、国際刑事裁判所関連条約である。

<sup>10</sup> A.D. Belinfante en J.L. de Reede, *Beginselen van het Nederlandse Staatsrecht*, 17e druk, Deventer : Kluwer, 2012, p.195.

とができる」と規定している。

### (3) 違憲審査制度

オランダ憲法は、違憲審査を認めていない（第120条）。第120条は、裁判の場面における憲法に対する法律の優越性を示していると解されている<sup>11</sup>。他のヨーロッパ諸国と比較しても、司法による違憲審査を憲法により明確に禁じている国は例外的である。法律の制定手続及び内容の合憲性は、政府と議会によって判断される。違憲審査を採用していない理由としては、立法府に憲法解釈の余地を残すこと、及び司法の中立性を保つことが指摘されているが、司法による違憲審査の必要性は法曹界のみならず立法府からも提唱されており、議員発議による憲法改正法案が議会の第2読会<sup>12</sup>での審議を待っている状況である（後述Ⅳの3参照）。

### (4) 教育に対する公金支出

教育について定めた第23条は、政教分離の観点から独特の性格をオランダ憲法に与えている。同条は、公立の教育機関のみならず宗教又は特定の信条に基づき設立される私立の教育機関に対しても、法律に定める一定の基準を満たす限りにおいて、国庫からの財政補助を認めている。1848年の自由主義的憲法改革に伴い導入された政教分離原則は、宗派系学校への公的財政補助をめぐる政治的闘争を惹起し、半世紀以上にわたりオランダ政治の争点を形作ることとなった。憲法の他の条文と比べても、第23条に対しては、この問題に政治的妥協が成立した1917年以降、条文にほとんど変更が加えられていないことから、その特殊性をうかがうことができる<sup>13</sup>。

## Ⅱ 憲法の内容

### 1 人権

#### (1) 一般原則

1983年の全面改正により、人権規定は古典的な自由権に社会権を加えた基本権（*grondrechten*）として第1章にまとめられている。第1条は平等原則を定める。オランダに居住する全ての者は、国籍に関わりなく同一の状況下では平等に取り扱われる。続いて、信仰、生活信条、政治的見解、人種、性別を含め、いかなる理由による差別も禁じている<sup>14</sup>。第1条が「オランダに居住する全ての者」に言及していることを受け、第2条はオランダ人と外国人について規定している。第1項はオランダ国籍が法律により定められること、第2項は外国人の入国許可及び国外退去の規定、第3項は犯罪人引渡し条約

<sup>11</sup> Chorus et al., eds., *op.cit.* (6), pp.322, 333.

<sup>12</sup> 後掲注38参照。

<sup>13</sup> P.W.C. Akkermans et al., *Twee eeuwen grondwetgeving in Nederland*, Deventer : W.E.J. Tjeenk Willink, 1997, pp.121-143.

にのみ基づくこと、第4項は出国の自由を保障する規定である。

## (2) 参政権

第3条は、全てのオランダ人に公務就任権を認めている。第4条は、全てのオランダ人に等しく選挙権 (actief kiesrecht) と被選挙権 (passief kiesrecht) を保障している。選挙権及び被選挙権は共に、1983年の改正以降18歳を年齢要件としている (第54条第1項、第56条及び第129条第1項)。国政における選挙権及び被選挙権については、オランダ国籍の保持が要件とされている (第54条第1項及び第56条)。国外に居住するオランダ人については、在外投票による選挙権の行使のみ認められている (後述2(2)(i)参照)。基礎自治体における選挙権及び被選挙権については、オランダ人に加え、外国人にも付与することが可能である (第130条)<sup>15</sup>。

## (3) 自由権

精神活動については、信仰と生活信条の表明の権利 (第6条)、表現の自由 (第7条)、結社の権利 (第8条)、集会及び示威行動の権利 (第9条) が保障されている。第7条第2項はラジオ・テレビ放送の内容に対する事前監督を禁じているが、第3項では善良の風俗の保護のために16歳未満の者を対象とする行事に対する例外を設けている。なお、第4項は、表現の自由に関する規定が商業広告には適用されないとしている。

第10条第1項は、各人が個人的生活領域を尊重される権利を持つ、とプライバシーの権利について定めている。第2項は個人データの保護、第3項は個人データの記録と提供に対する開示請求権を保障している。また、身体の不可侵性 (第11条)、住居の不可侵 (第12条)、信書及び電話・電信による通信の秘密 (第13条) が保障されている。

財産の収用は一般の利益のためにのみなされ、原則として完全な補償を要求している (第14条)。

人身の自由については、第15条で自由剥奪の際の権利について定め、未決勾留中の者に妥当な期間内に裁判を受ける権利を保障している。第113条第3項は自由剥奪を含む判決は司法権によってのみ科することができることを定め、第114条は死刑の禁止を規定している。刑事罰の不遑及原則 (第16条)、裁判を受ける権利 (第17条)、法律扶助 (第18条) などが保障されている。

教育に関して第23条は、公金から全額支出された私立学校教育と公立学校教育の質を

<sup>14</sup> 1983年の改正を受け、1994年9月に施行された「平等な取扱いに関する一般的法律 (Algemene wet gelijke behandeling)」(1994年法令公報第230号)は、宗教、信条、政治的見解、人種、性別、異性愛あるいは同性愛的指向又は夫婦の身分に基づく差別の禁止を規定しており、違反は刑事罰の対象となる。2012年7月には、女性を候補者名簿から除外してきた政党である改革派党 (SGP) の措置を不当とした2010年のオランダ最高裁判所の判決を支持する判断が欧州人権裁判所によって下されている。オランダ最高裁判所及び欧州人権裁判所による判決は以下で閲覧可能である。“EHRM verklaart klacht SGP ‘kennelijk ongegrond.”

(<http://www.kiesraad.nl/nieuws/ehrm-verklaart-klacht-sgp-%E2%80%98kennelijk-ongegrondd%E2%80%99>)

<sup>15</sup> 第130条を受け、基礎自治体法 (Gemeentewet) (1992年法令公報第96号)第10条が、EU加盟国の国籍を有する居住者又はオランダ国内に5年以上正規に居住している定住外国人という要件を定めている。

等しく保障するように法律で定めること、法律の定める要件を満たす私立学校による初等普通教育は公立学校教育と同一の基準に従い公金から支出を受けることなどを規定している。

#### (4) 社会権

国の責務として、十分な就労機会の促進（第 19 条第 1 項）、生計の確保と福祉の拡大の保障、社会保障権（第 20 条）、国土の居住適性及び生活環境の保護と改善（第 21 条）、国民の健康の増進、十分な居住機会の促進、社会的・文化的発展と余暇活動の促進（第 22 条）などが規定されている。

## 2 統治機構

### (1) 国王

オランダは、立憲君主制を採用している。国王は、オランダの海外領土を含む王国の一体性を象徴する。王位継承はオラニエ＝ナッサウ（Oranje-Nassau）公ウィレム 1 世直系の子孫に出生順に継承され、継承者は 3 親等内で性別を問わない（第 24 条及び第 25 条）。第 39 条に基づき、王族について定めた法律（王室の構成員資格に関する法律（Wet lidmaatschap koninklijk huis）（2002 年法令公報第 275 号））は、その範囲を国王とその継承者及び退位した国王並びにこれらの配偶者及び寡夫又は寡婦と定めている。国王や王位継承権を持つ王族の婚姻は、議会の承認を必要とする。議会の承認を経ない婚姻に対しては、退位（第 28 条第 1 項）あるいは王位継承権の喪失（同条第 2 項）が規定されている<sup>16</sup>。

王位継承に関するその他の規定としては、例外的な状況<sup>17</sup>において、政府の発議に基づき、議会の両院合同会議での 3 分の 2 以上の賛成を得ることで、王位継承権を変更することができる（第 29 条）。継承者が不在の際には、議会が継承者を指名する（第 30 条）。また、国王が執務不能の状態に陥った場合の規定（第 35 条）及び摂政に関する規定（第 37 条）がある。国王の即位式は首都のアムステルダムで挙行され、国王は憲法に対する忠誠を宣誓する（第 32 条）。

国王は、大臣とともに政府を形成する（第 42 条第 1 項）。憲法上、国王に付与された主な権限は、政府の施政方針演説の実施（第 65 条）、國務院の議長職の遂行（第 74 条）、法律案の提出権（第 82 条）、議会が可決した法律案の裁可（第 87 条第 1 項）、法律及び勅令への署名（第 47 条）、法律の公布（補則第 X IX 条）である。こうした国王の権限は、国王が 18 歳に達した後に行使される（第 33 条）。

憲法には、オランダ国王が国家元首であるという旨の規定はないが、オランダ王国憲章

<sup>16</sup> これまで、議会の承認を経ない婚姻により、1964 年にイレーネ（Irene）王女が、1975 年にクリスティナ（Christina）王女が、2004 年にフリーソ（Friso）王子が継承権を喪失している。

<sup>17</sup> 第一に想定されているのは、深刻な身体的又は精神的疾患である。D.J. Elzinga en R. de Lange (bewerkt door), *Van der Pot, Handboek van het Nederlandse staatsrecht*, 15. druk, Deventer : Kluwer, 2006, p.489.

には、第2条第3項等において、オランダ国王が「王国の元首 (hoofd van het Koninkrijk)」として権限を行使することが規定されている。国家元首としての機能は、第1に対外的にオランダを代表すること、第2に組閣において一定の役割を担っていることに表れているとされる<sup>18</sup> (後述(3)(i)(b)参照)。

## (2) 立法

### (i) 議会の構成・選挙

オランダ議会 (Staten-Generaal) は、全てのオランダ国民を代表し (第50条)、第二院 (Tweede Kamer) と第一院 (Eerste Kamer) から構成される2院制である (第51条第1項)<sup>19</sup>。第二院の定数は150名、第一院の定数は75名である (同条第2項及び第3項)。両議院の議員の任期は4年である (第52条第1項)。解散後に集会する両議院の任期については、別に定められている (第64条第4項)。議員の選出は比例代表制に基づく (第53条)。欠員は、名簿上次点の候補者を繰り上げることで補充される。第二院の選挙権資格は、オランダ国籍を有する18歳以上の者である (第54条第1項)。法律で指定された罪を犯したため、有罪の確定判決を受け1年以上の自由刑を宣告された者は、法律により投票資格を剥奪される (同条第2項)。精神疾患を理由とする投票資格の剥奪に関する規定は、2008年の憲法改正により削除された (ただし、補則第II条に経過規定が置かれている)。国外に居住するオランダ人は事前登録により投票が可能である (選挙法 (Kieswet) (1989年法令公報第423号)D3条)。第一院議員は、原則として州議会選挙後3か月以内に州議会議員により選出される (第55条)。法律で州議会議員の任期を4年以外の期間とした場合、第一院議員の任期もそれに応じて変更される (第52条第2項)。両議院の被選挙権を有する者は、オランダ国籍を保持する18歳以上の選挙権保持者である (第56条)。

### (ii) 議員

第57条第2項は、議員に対して大臣、副大臣、國務院の構成員、会計検査院の構成員、全国オンブズマン、副オンブズマン、最高裁判所裁判官、最高裁判所の検事総長 (Procureur-Generaal) あるいは検事 (Advocaat-Generaal) との兼職を認めていない。ただし、辞意を表明した大臣あるいは副大臣は、正式な辞職決定まで議員を兼職することが認められる (第57条第3項)。オランダでは組閣に時間を要することがあるため (後述(3)(i)(b)参照)、この規定は組閣までの暫定内閣期間に重要な意味を持つ。例えば、総選挙に当たり総辞職した内閣は、次期内閣の組閣までの期間、暫定内閣を構成する。暫定内閣の閣僚は、通常、直近の選挙で第二院議員に当選しているため、議員と閣僚とを兼職することとなる。第57条第4項に基づき、兼職を認められない他の公職が、法律により定められている。第63条に基づき、議員の歳費は第二院議員にのみ支給されている (第二院議員の歳費に関する法律 (Wet schadeloosstelling leden Tweede Kamer) (1990年法令公報第

<sup>18</sup> C.A.J.M. Kortmann, *Constitutioneel recht*, 6. druk, Deventer : Kluwer, 2008, p.167.

<sup>19</sup> 第一院を Upper House、第二院を Lower House と英訳することが多い。日本語でも上院、下院と訳すことがある。

622号))。第一院議員は、出席日数に応じた手当が支給される(第一院議員の報酬に関する法律(Wet vergoedingen leden Eerste Kamer)(1995年法令公報第291号))。

(iii) 議会の権限

(a) 立法活動等

議会は、政府と共同して法律を制定する(第81条)。また、大臣や副大臣に質問する権利も有する(第68条)。1987年の改正により、これは議員個人の権利であることが明確にされた。両議院共に、調査権を有する(第70条)。第二院には法案の提出(第82条第1項)、修正(第84条第1項)、最高裁判所裁判官の候補者の選定(第118条第1項)、会計検査院の構成員の候補者の選定(第77条第1項)、全国オンブズマンの任命(第78a条第2項)などの権限が認められている。

両議院共に、早期解散のない限り4年間任期が継続する。議会は、本会議あるいは委員会において案件を処理する。各議院の議長は、議員の中から選出される(第61条第1項)。国王が政府の施政方針演説を行う毎年9月の第3火曜日には、両院合同会議が開催される(第65条)。これは、王位継承など特別な案件を審議する場合にも開催される(第29条第2項等)。第一院議長は、両院合同会議の議長も務める(第62条)。議会の会議は、公開とされている(第66条第1項)。口頭又は書面によるものであれ、審議における議員の発言は免責の対象とされている(第71条)。

法案の提出権は、第二院及び政府に認められている。両院合同会議による審議が定められている法案については、政府によるほか、両院合同会議による提出が認められる場合がある(第82条第2項)。法案は、第二院に提出され(第83条)、第二院の通過後に第一院へ送られる(第85条)。第一院は、法案の修正権限を付与されておらず(第84条)、法案の可決又は否決しか行わない。法案は、両議院を通過する前に撤回することができる(第86条)。法案は、大臣の署名とともに国王により裁可されると法律となる(第47条及び第87条第1項)。

なお、憲法改正のための手続は通常の法案とは異なっている。詳細は後述する(IIIの2参照)。

(b) 財政

予算は、法律の形式をとる(第105条第1項)。毎年の予算案は、国王の施政方針演説の日、すなわち9月の第3火曜日に提出される(同条第2項)。決算は、会計検査院の承認を経て議会に提出される(同条第3項)。

他の法案と同様、第二院は予算案を修正する権限を持つ。しかし、一般予算の法案を提出する権限はない。議会は、修正を通して予算案に影響を行使するのみである。近年、政府に対する政治的圧力として予算案を拒否する手段は、政治的慣行としては用いられていない。<sup>20</sup>

予算の計画と管理を強化するため、2001年会計法(Comptabiliteitswet 2001)(2002

<sup>20</sup> Chorus et al., eds., *op.cit.* (6), p.322. もっとも、2010年の選挙後に発足した自由民主人民党とキリスト教民主アピールによる連立内閣は、反欧州連合、反ムスリムを掲げる政党である自由党からの閣外協力により政権を運営していたが、予算案をめぐる交渉が決裂し2012年4月に内閣の総辞職へと至った。

年法令公報第 413 号) は、第 5 条で予算案に付随する覚書は予算年度から 4 年間の歳出の上限を含むことを規定している。会計検査院は、自らの発議あるいは議会の請求により、組織の効率性と行政部門の機能を検査するための権限を同法に基づき与えられている<sup>21</sup>。

### (3) 行政

#### (i) 政府

##### (a) 閣僚会議 (内閣)

政府は、国王と大臣により形成される (第 42 条第 1 項)。国王は不可侵であり、大臣が責任を負う (同条第 2 項)。憲法上は、単に「責任を負う」と規定されているが、大臣は、議会に対して責任を負うものと解されている<sup>22</sup>。首相 (minister-president) 及びその他の大臣は、勅令により任免される (第 43 条)。首相を含む大臣を任免する勅令には、首相の副署が必要である (第 48 条)。省庁は勅令により設置され、大臣が長となる (第 44 条第 1 項)。同条第 2 項において、いわゆる無任所大臣 (ministers zonder portefeuille) の任命について規定している。大臣 (無任所大臣を含む) は共同で閣僚会議 (ministerraad) と呼ばれる内閣を構成し、首相が議長を務める (第 45 条第 1 項及び第 2 項)。

閣僚会議は、毎週金曜日に開催される。首相は、かつては閣僚会議の議長でしかなく、1945 年に国王により閣僚会議の議長が首相という名称で任命されるまで、内務大臣あるいは総務大臣が議長を兼任していたが<sup>23</sup>、今日では内閣の真のリーダーと目されている<sup>24</sup>。閣僚会議は、政府の一般政策を検討・決定して政策の調和を促進する (第 45 条第 3 項)。この規定は、政府の一般政策と個別の大臣の管轄する案件とを区別し、内閣の政策の統一性を表すものとされている<sup>25</sup>。

1948 年以来、副大臣 (staatssecretaris) の地位が設けられており、大臣同様勅令により任免される (第 46 条第 1 項)。副大臣の任務は、大臣の任務から派生し大臣の指示に従って実行される。所管の案件が処理される場合、副大臣は助言の範囲で閣僚会議に出席する。大臣から副大臣への部分的な権限の委任は大臣の責任を軽減するものではないが、副大臣も大臣同様に責任を負う (第 46 条第 2 項)<sup>26</sup>。

##### (b) 組閣

オランダでは組閣手続に関する憲法上の規定はなく、20 世紀初頭から独特の方式で組閣が行われてきた。1922 年以来、内閣は第二院選挙の投票日の夕方に総辞職することが慣例であるため、選挙直後に組閣作業が必要となる。辞表は、組閣作業の完了をもって国王により正式に受理される。

選挙結果を受けて、国王は、両議院議長、国務院副議長、第二院の全政党の党首 (議員団長) からの助言に基づき、1 名あるいは複数のインフォーマトールを連立工作のため

<sup>21</sup> *ibid.*, p.322

<sup>22</sup> *ibid.*, p.315.

<sup>23</sup> Belinfante en de Reede, *op. cit.* (10), p.66.

<sup>24</sup> Chorus et al., eds., *op. cit.* (6), p.315.

<sup>25</sup> *ibid.*, p.315.

<sup>26</sup> 副大臣も、大臣と同様に議会に対して個別に責任を負うとされている。 *ibid.*, p.316.

に任命する。インフォーマトールは、第二院の各政党党首との会談により、連立政党の組合せを検討する。その後、連立を組む可能性のある各政党党首と、連立合意に達するための政策及び閣僚人事について交渉を行う。連立交渉の経過は、国王に報告される。インフォーマトールによる連立交渉が挫折した場合、インフォーマトールは任を降り、国王により新たなインフォーマトールが任命され、同様の連立交渉の任に当たる。インフォーマトールの連立交渉に基づき、各政党が連立形成に合意すると、インフォーマトールは国王に最終報告書を提出する。報告書には連立合意協定案が記載され、フォーマトールが推薦される<sup>27</sup>。

国王は、フォーマトールに組閣を命ずる。フォーマトールは、組閣に伴い首相となることが多い。連立合意に達した際に交わす協定案に基づき、フォーマトールは新政権での大臣及び副大臣候補者に接触する。閣僚人事が定まり、閣僚候補者が連立合意協定案に署名すると、フォーマトールは国王に最終報告を行う。国王は、内閣の辞職を正式に受理し、新内閣の閣僚を任命する勅令に署名する。政治的慣行に基づく複雑な組閣過程は内閣の発足までかなりの期間を要することがある<sup>28</sup>。

なお、2012年に組閣過程から国王の関与を排除するための法令改正が行われ、これまでの組閣過程に変更が生じている（後述Ⅳの1参照）。

(ii) 他の行政機関

(a) 国務院 (Raad van State)

国務院は、政府及び議会の政策と立法に対する助言部局並びに行政裁判部局から成る機関である。2010年の法改正<sup>29</sup>により組織の改変が行われ、助言部局と行政裁判部局の機能が明確に分離された。国務院の任務は、第1に、立法に対する助言である（第73条第1項）。第2に、行政訴訟の処理がある（同条第3項）。助言は、各省庁と対応する部局において準備・議論を経た後、全構成員が出席する会議により採択される。政府あるいは議会により提出される法案、勅令を含む行政立法、条約承認に関する提案が、検討の対象となる。立法府による法案は第二院又は両院合同会議に提出される前に国務院に対し意見聴取が行われる（国務院法（Wet op de Raad van State）（1962年法令公報第88号）第18条）。その他国務院の特殊な機能としては、国王あるいは摂政による国王の権限の行使が停止している期間の代行がある（第38条）。

国務院議長は国王であるが（第74条第1項）、投票権は持たない。王位継承者は、18歳に達した時点で国務院の構成員となる。国王同様投票権は持たない。国務院の構成は、実質的に議長を務める副議長及び最大10名の構成員から成る<sup>30</sup>。構成員は勅令による終身の任命で（同条第2項）、定年は70歳である。

<sup>27</sup> 2010年の第1次ルッテ内閣の組閣に当たっては、首相経験者を含む5名の人物がインフォーマトールとして計7度任命され、連立合意協定の締結後に自由民主人民党のルッテがフォーマトールに任じられた。127日を要した組閣日数は、この10年の組閣における最長期間である。

<sup>28</sup> 第二次世界大戦後に発足した内閣の組閣までの平均日数は89.5日。組閣に要した最長の日数は208日、最短が31日である。“Duur kabinetsformaties sinds 1946.”

〈<http://www.denederlandsegrondwet.nl/9353000/1/j9vvihlf299q0sr/vhnnmt7mnnzb>〉

<sup>29</sup> 前掲注8参照。

(b) 会計検査院 (Algemene Rekenkamer)

会計検査院は、国家の収入と支出の検査に責任を負う（第 76 条）。会計検査院は、3 名の常任構成員及び最高 3 名の非常任構成員から成る（2001 年会計法第 70 条）。会計検査院の常任構成員は、空席に対して第二院により作成された 3 名の候補者名簿から勅令により任命される（第 77 条第 1 項）。会計検査院は、国の決算を承認し（第 105 条第 3 項）、予算の適法性を検査するのみならず、効率性も検査する（同法第 85 条）。

(c) 全国オンブズマン (Nationale Ombudsman)

全国オンブズマンは、国及び特定の行政機関の行為を、申立てによりあるいは自発的に調査する（第 78a 条第 1 項）。全国オンブズマンは 1 名で、任期は 6 年とされ、国務院副議長、最高裁判所長官、会計検査院長の共同の協議により推薦された 3 名の候補者から、第二院により任命される（全国オンブズマン法 (Wet Nationale ombudsman) (1981 年法令公報第 35 号) 第 2 条第 2 項及び第 3 項)。第二院は、全国オンブズマンからの要請に基づき、1 名又は複数の副オンブズマンを任命する。第二院は、副オンブズマンに対し、子供オンブズマンの任務を指示する（同法第 9 条第 1 項）。

なお、国務院、会計検査院及び全国オンブズマンの構成員の身分については、別途法律により詳細が定められている<sup>31</sup>。

(4) 司法

(i) 司法組織及び裁判官の任命・身分保障

通常裁判所の管轄権は、第 112 条（民事）と第 113 条（刑事）で規定されている。民事及び刑事の通常裁判所としては、最高裁判所 (Hoge Raad)、高等裁判所 (Gerechtshoven)、地方裁判所 (Rechtbanken) が設置されている。地方裁判所は、民事及び刑事事件の管轄権を有している。判決に対しては、高等裁判所や最高裁判所への上訴が認められている。最高裁判所は破棄裁判所として活動する（第 118 条第 2 項及び司法組織法 (Wet op de rechterlijke organisatie) (1827 年法令公報第 20 号) 第 78 条)。

通常裁判所は、職業裁判官から構成される。陪審による裁判はない。裁判所の約半数の構成員は職業裁判官であり、その他の裁判官は弁護士など他の法曹界から選ばれる。通常裁判所は、3 名の裁判官で事件を審理する。地方裁判所及び高等裁判所における重要性の低い刑事事件は、裁判官が 1 名の構成をとる。また、地方裁判所における略式訴訟の審理は単独で行われる。

裁判官は勅令により終身で任命され（第 117 条第 1 項）、司法の独立が保障されている。定年は 70 歳と定められている。最高裁判所裁判官は、第二院により作成された 3 名の候補者名簿から任命される（第 118 条第 1 項）。議会議員、大臣及び副大臣が在職中に犯した職務犯罪は、離職後であっても最高裁判所において審理される（第 119 条）。

<sup>30</sup> 構成員に加え、各部局には常任と非常任の国務顧問 (staatsraden) が置かれている（国務院法第 8 条及び第 10 条）。

<sup>31</sup> 「国務院、会計検査院、全国オンブズマンの法的身分に関する法律 (Wet rechtspositie Raad van State, Algemene Rekenkamer en Nationale ombudsman)」(2008 年法令公報第 494 号)。

## (ii) 法令審査

オランダ憲法第 120 条は、「裁判官は、法律及び条約の基本法との適合性を判断しない」とし、司法府による違憲審査を認めていない。この条項は 1848 年憲法における「法律は不可侵である」との規定（第 115 条第 2 項）を継承しており、立法府に憲法解釈の余地を残すことを意図したものである。一方、第 94 条は、自動執行条項を含む条約等が憲法と法律を含む国内法の裁判規範となることを定めている。

第 120 条と第 94 条の規定は、人権保障に関して対照をなしている。例えば、差別禁止に抵触する立法を「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に基づき審査できるが、憲法第 1 条に照らし審査することはできない。政府は、違憲審査が裁判所を政治的争点に巻き込み、法律の安定性を失わせるとの立場をとっている<sup>32</sup>。

## (5) 地方自治

## (i) 州(provincie)

オランダには、12 の州がある。法律により、州の廃置及び境界の変更が可能である（第 123 条）。州の運営機関は、州議会、州執行団及び州知事から構成される（第 125 条）。州議会の議員は、州に居住するオランダ国籍保持者により直接選出される（第 129 条第 1 項）。任期は、原則として 4 年である（同条第 4 項）。選挙は、比例代表制に基づく（同条第 2 項）。州知事は、勅令により任命される（第 131 条）。

## (ii) 基礎自治体(gemeente)

基礎自治体の廃置及び境界の変更方法は、州と同じである（第 123 条）。基礎自治体の運営機関は、自治体議会、自治体執行団及び首長から成る（第 125 条）。首長は、勅令による任命である（第 131 条）。基礎自治体の議会の選挙は、比例代表制に基づき、議員の任期は、原則として 4 年である（第 129 条第 2 項及び第 4 項）。基礎自治体の議会の議員の選挙権及び被選挙権については、1 (2) で述べたとおりである。

## (iii) 治水委員会(waterschap)

海抜が低く、ヨーロッパの大河の河口が集中するオランダでは、国土の保全のため治水が不可欠である。治水を目的とする分権的行政組織の一つに治水委員会がある。治水委員会の廃止及び設立、その任務及び組織に関する規則並びにその運営機関の構成は、法律により又は法律に基づき別段の定めをしない限り、法律で定める規則に従い、州の条例で定められる（第 133 条第 1 項）。17 世紀のオランダ共和国の時代には、既に治水委員会の行政組織及び権限は、州の監督下にあった。治水委員会の主な任務は、堤防の管理や排水などであるが、近年では水質の管理、水生生物の保護といった役割も重視されてきている。近年の再編及び統合により、1970 年に 1,000 以上を数えた治水委員会は、現在 25 まで減少している。

1991 年に制定された治水委員会法(Waterschapswet) (1991 年法令公報第 379 号) は、州議会に治水委員会の設立及び廃止の権限を委ねている（第 2 条）。治水委員会の設立及

<sup>32</sup> Chorus et al., eds., *op. cit.* (6), p.334.

び廃止に関する州議会の決定は、交通治水大臣の承認を必要とする（第5条）。

### 3 安全保障

#### (1) 戦争状態

第二次世界大戦時、オランダ本国はナチス・ドイツにより占領され、オランダ領東インドも日本軍により占領された。この被占領経験から、オランダは第一次世界大戦から堅持してきた中立政策を放棄して北大西洋条約機構（NATO）及び欧州安全保障協力機構（OSCE）による集団的安全保障体制に参加している。

戦争状態及び停止の宣言に際して、政府は議会への事前の情報提供を必要とし、議会は両院合同会議によりこれらについて審議する（第96条第1項、第3項及び第4項）。防衛あるいは国際条約に基づく国際的法秩序の回復を目的とする軍隊の展開に関しては、戦争状態の宣言は必要でない<sup>33</sup>。憲法は、国際的法秩序の維持及び促進、あるいは人道援助を目的とする軍隊の派遣も認めている<sup>34</sup>。軍隊の派遣に対しては、例外的状況を除き、議会への事前の情報提供が必要である（第100条）。

第97条第1項は、王国の防衛と国際的法秩序を促進するために軍隊の存在を認めている。軍隊の最高指揮権は、1983年の憲法改正以前はオランダ国王にあったが、改正後は、政府に移されている（同条第2項）。冷戦崩壊を受け、1995年の改正により、軍隊は志願兵と徴集兵から構成されることとなり（第98条第1項）、徴兵法（Dienstplichtwet）（1922年法令公報第43号）に基づく徴兵制は翌年に停止、1997年には正式に廃止された。第99条に良心的兵役拒否に関する規定が置かれている。

#### (2) 非常事態（Uitzonderingstoestanden）

憲法は、勅令による非常事態の宣言に関する規定を設けている（第103条）。非常事態には、法律により一般的緊急事態と限定的緊急事態の区別が設けられている<sup>35</sup>。非常事態の宣言に伴い、州・基礎自治体及び治水委員会の権限は制限される。さらに、基本権の一部に制限が加えられる。信仰と生活信条の表明の権利（第6条）、表現の自由（第7条）、結社の権利（第8条）、集会及び示威行動の権利（第9条）、住居の不可侵（第12条第2項及び第3項）、信書及び電話・電信による通信の秘密（第13条）、司法権による刑事裁判及び自由刑（第113条第1項及び第3項）が、対象となる条項である（第103条第2項）。非常事態の宣言が勅令で廃止されるまでの間、議会は、両院合同会議においてその更新について審議し、議決する（同条第3項）。

<sup>33</sup> M.L.W.M. Viering, *Kroniek van het staatsrecht, Nederlands juristenblad*, 2000. 3.10, p.550.

<sup>34</sup> 2000年6月22日の王国法律（2000年法令公報第294号）による第100条改正。コンボでのNATOによる軍事行動や湾岸戦争、近年ではアフガニスタン派兵やイラク戦争での活動などがある。

<sup>35</sup> 非常事態調整法（Coördinatiewet uitzonderingstoestanden）（1996年法令公報第365号）。

### III 憲法改正手続

#### 1 総論

オランダ憲法の改正手続は、通常法律改正よりも厳格であることから、硬性憲法と理解される。憲法に国民投票の規定は存在しないが、議会の第1読会で可決された改正案が公布された後に第二院の解散と選挙を実施することで代替されている。国民投票により国民の意思を改正手続に直接反映させることについて一部政党により主張されたことがある。しかしながら、議会多数の支持を得ていない<sup>36</sup>。

#### 2 手続の詳細

憲法の改正に関する規定は、第8章（第137条～第142条）に置かれている。憲法改正は、法律による（第137条第1項）。憲法改正案の提出権は、政府又は第二院にある（第82条第1項）。提出された改正案が議会の両議院で可決されたときは、正式な改正案として公布される。その後、第二院は解散され（第137条第3項）、選挙が実施される。これは本来、公布後すぐに選挙を行うことにより、国民が憲法改正案について判断するために設けられた手続であったが、実際の運用では、任期満了又は他の理由による議会の解散まで選挙が行われないのが通例である<sup>37</sup>。選挙を経て第二院が召集された後、両議院は、第2読会<sup>38</sup>において改正案を改めて審査する。両議院で投票総数の3分の2以上の賛成を得た改正案は、国王による裁可を経て公布後直ちに発効する（同条第4項及び第139条）。

第二院は、改正案を幾つかの法案に分割する権限（分割権：splitsingsrecht）を持つ（第137条第2項及び第5項）。分割権は、改正案を修正する権能を持たない第一院が改正案の一部に対する反対を理由に改正案全体を否決する可能性を減らすことを意図している<sup>39</sup>。

### IV 結語 —最近の憲法的諸課題

#### 1 組閣過程における国王の関与

憲法上の規定はないものの、密接な関連を有する課題として組閣過程における国王の役割がある。既に述べたように、オランダでは特定の政党が議会の過半数の議席を占めるこ

<sup>36</sup> Belinfante en de Reede, *op. cit.* (10), pp.81-82.

<sup>37</sup> 憲法の本来の趣旨に従った解散が行われたのは、直近で1948年であるという。P.P.T. Bovend'Eert et al., *Grondwet voor het koninkrijk der Nederlanden : tekst & commentaar*, Deventer : Kluwer, 2009, p.193.

<sup>38</sup> 我が国の旧憲法下における読会方式の読会とは性格が異なるが、オランダでは、憲法改正の第1回の審議を「第1読会 (eerste lezing)」、2回目の最終的な審議を「第2読会 (tweede lezing)」と呼んでいる。一般の法案には、読会方式はとられていない。

<sup>39</sup> Belinfante en de Reede, *op. cit.* (10), p.164.

とがないため、選挙後の連立交渉が不可避であった。2010年に行われた総選挙後の組閣過程では、ベアトリクス女王が自由党（PVV）の連立参加に対して難色を示したと報道されている<sup>40</sup>。そのため、総選挙後に行われる組閣過程から国王の関与を排除し、議会の主導によりインフォルトゥール及びフォルトゥールを任命するべく第二院の規則が一部修正された<sup>41</sup>。

この修正に基づく連立交渉が2012年9月12日に実施された総選挙後に行われ、10月1日に第1党自由民主人民党（VVD）及び第2党労働党（PvdA）との間で予算案に関する協定書が交わされ、11月5日に第2次ルッテ内閣が発足した<sup>42</sup>。しかしながら、総選挙後に召集された第二院で新たに選出された議長が、インフォルトゥールによる女王訪問を突如要請、これを受けた訪問が実施されたことから、複数の政党から異議が唱えられた<sup>43</sup>。

## 2 基本権

2010年に議会に提出された憲法検討委員会の報告書は、インターネットの技術的発展及び社会的普及に伴う社会的伝達手段の多様性を憲法に反映させるべく基本権の一部修正を提言していた<sup>44</sup>。政府は、通信の秘密に係る憲法第13条に対する委員会の提言を採用し、電子メールやソーシャル・ネットワークキング・サービスといった通信手段に対応するための修正案を準備している<sup>45</sup>。

<sup>40</sup> *op. cit.* (7). 2012年3月に行われた予算案協議が決裂し4月に内閣が総辞職するまで、自由党の閣外協力による自由民主人民党とキリスト教民主アピールの少数連立内閣であった。

<sup>41</sup> 第二院議事規則（Reglement van Orde van de Tweede Kamer der Staten-Generaal）（1993年）第139a条。2012年3月27日改正。

<sup>42</sup> 選挙結果を受け第1党となった自由民主人民党から第1次ルッテ内閣で社会問題・雇用機会大臣を務めたヘンク・キャンプ（Henk Kamp）が交渉担当者（verkenner）として議会及び各政党党首と組閣について調整、その結果を第二院議長に報告した。9月20日にはインフォルトゥールとしてヘンク・キャンプ及び労働党元党首であるワウテル・ボス（Wouter Bos）が議会により承認され連立交渉が開始された。組閣に関する公式サイト〈<http://www.kabinetsformatie2012.nl/>〉

<sup>43</sup> “Informatiebrengers brengen slechts ‘beleefdheidsbezoek’ aan Beatrix.” *NRC*, 2012.9.27.

〈<http://www.nrc.nl/nieuws/2012/09/27/informateurs-praten-niet-over-inhoud-met-beatrix-slechts-beleefdheidsbezoek/>〉

<sup>44</sup> 憲法検討委員会は、2009年7月に勅令により設置され、2010年12月1日まで活動を行った。主な検討課題としては、市民にとっての憲法の意義、憲法の規定に影響を及ぼす技術的発展、憲法と国際的法秩序などがある。Rapport Staatscommissie Grondwet, 2010, pp.67-91. なお、報告書は次のサイトからダウンロード可能である。

〈<http://www.rijksoverheid.nl/documenten-en-publicaties/rapporten/2010/11/11/rapport-staatscommissie-grondwet.html>〉

<sup>45</sup> Kabinetsstandpunt rapport staatscommissie Grondwet. 〈[http://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/dossiers/kabinetsstandpunt\\_rapport\\_staatcommissie\\_grondwet.jsp](http://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/dossiers/kabinetsstandpunt_rapport_staatcommissie_grondwet.jsp)〉; “Grondwet gaat elektronische vormen van communicatie beschermen.” 〈<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/grondwet-en-statuut/nieuws/2012/09/28/grondwet-gaat-elektronische-vormen-van-communicatie-beschermen.html>〉

### 3 違憲審査権

司法による法律の合憲性判断に対して、政府は司法の中立性を侵害するものとして消極的な立場を採ってきた。国務院が諮問という形態ではあるが法案の合憲性に対する実質的な判断を下してきたことも理由である。議会もまた、立法府に憲法解釈の余地を残すことを理由として違憲審査には消極的であった。

これに対し、最高裁判所は、1989年の判決において、法の一般的な基本原理に反する法令の規定は議会が想定していなかった例外的な場合には適用されるべきではない旨判示し、その後も、法の一般的な基本原理に基づいて法令審査を行う判決が現れたが、確立したルールとはいえなかった<sup>46</sup>。

このような観点から、違憲審査を禁じている第120条を改正し基本権に係る法案の合憲性判断を可能とする法案が2002年に議会に提出され第二院を通過、2008年には第一院でも1票差で可決された<sup>47</sup>。現在、改正法案は両院での第2読会における審議を待っている段階である。

### 4 地方自治体の変更

2005年に実施された住民投票においてカリブ海に位置するオランダ王国の自治領（オランダ領アンティル）を構成していた6つの島のうち3つ（ボネール、セント・ユースタティウス（シント・エウスタシウス）、サバ）がオランダ本国への編入を選択した。2010年10月10日をもって、これら3つの島は特別自治体（*bijzondere gemeenten*）としてオランダの自治体を構成することとなったため、政府は2011年12月に憲法第7章の改正案を議会に提出している<sup>48</sup>。

### 5 その他

その他、主要な論点として以下を参考までに指摘しておく。

第1に、憲法前文をめぐる動向である。オランダ憲法は前文を欠く憲法である。第4次バルケネンデ内閣（2007～2010年）は、憲法に前文を加えることにより条文相互の関連性及び憲法全体の統一性を明らかにすることを目的とした憲法改正を検討していた<sup>49</sup>。

第2に、憲法と言語をめぐる動向である。オランダ憲法には言語に関する規定が存在しない。1990年代に、憲法に言語規定を設ける改正案が議員発議により提出されたが、第二院は反対多数で否決している。国務院は、一般行政法（*Algemene wet bestu-*

<sup>46</sup> Chorus et al., eds., *op. cit.* (6), p.334.

<sup>47</sup> 法案を提出した議員の名前にちなみ、通称 Halsema 法案と呼ばれている。2009年法令公報第120号。

<sup>48</sup> 法案及び関連する文書については Overheid.nl で閲覧可能である。Kamerstuk 33131.

〈<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/dossier/33131>〉

<sup>49</sup> “Een Grondwet zonder preambule.”

〈<http://www.denederlandsegrondwet.nl/9353000/1/j9vvihlf299q0sr/vi49m4bzbqans>〉

ursrecht) (1992年法令公報第315号) 第2:6条が行政機関における使用言語に関する規定を設けていることを根拠に憲法改正の必要性を認めない旨、議会で答申している<sup>50</sup>。

第3に、改正手続に対する改正論議である。改正に必要な賛成数、第一院の役割、読会数の削減、国民投票による民意の反映といった観点から様々な議論が交わされている<sup>51</sup>。

〔付記〕解説の執筆及び翻訳に際しては、エラスムス大学のニック・エフティミウ (Nick Efthymiou) 博士から助言を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

---

<sup>50</sup> なお、法案及び関連する文書については Overheid.nl で閲覧可能である。Kamerstuk 32522.  
(<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/dossier/32522>)

<sup>51</sup> 憲法改正をめぐる主な動向については、次のサイトを参照されたい。  
(<http://www.denederlandsegrondwet.nl/>) とりわけ、‘Thema’s’ と題するセクションに主要な改正課題及びその解説が掲載されている。

#### オランダ憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、2008年法令公報\* (*Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden*) 第348号のオランダ王国基本法全文からの訳出である。

[ ] 内は訳者において補ったものであり、注は全て訳者のものである。

翻訳に際して以下の訳を参考とした。

- ・衆議院憲法調査会事務局仮訳「オランダ王国憲法」『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書（別冊 訪問国等の憲法）』[衆議院], 2001, pp.93-106.

---

\* 法律、一般行政措置（法規命令のこと）及び勅令を公示する政府刊行物。一方、省令、規則等は、*staatscourant* において公示する。

オランダ王国基本法  
Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden

第1章 基本権

第1条

オランダに居住する全ての者は、同一の状況下では、平等に取り扱われる。信仰、生活信条、政治的見解、人種若しくは性別による差別又はいかなる理由によるものであれ、差別は認められない。

第2条

1. 法律は、オランダ人の範囲について定める。
2. 法律は、外国人の入国許可及び国外退去について定める。
3. 犯罪人引渡しは、条約に基づいてのみ行われる。犯罪人引渡しに係る更なる規則は、法律で定める。
4. 何人も、法律に定める場合を除き、出国の権利を有する。

第3条

全てのオランダ人は、等しく公務に就く資格を有する。

第4条

各オランダ人は、法律により定められた制限及び例外を除き、一般的代表機関の構成員を選挙するとともに、当該機関の構成員として選挙される権利を等しく有する。

第5条

何人も、所管の機関に対して書面により請願を提出する権利を有する。

第6条

1. 何人も、個人的に又は他者とともに、自らの信仰又は生活信条を自由に表明する権利を有する。ただし、法律に基づく各人の責任を免れるものではない。
2. 法律は、公衆衛生の確保、通行及び無秩序の克服又は防止のため、建築物及び閉じられた敷地の外におけるこの権利の行使に関する規則を定めることができる。

第7条

1. 何人も、出版物を通じて思想又は意見を公表するために、事前の許可を要しない。ただし、法律に基づく各人の責任を免れるものではない。
2. 法律は、ラジオ及びテレビに関する規則を定める。ラジオ及びテレビ放送の内容に係る事前の監督は、行わない。
3. 何人も、思想又は意見を前2項に規定する方法以外の方法で公表するために、その内容を理由として事前の許可を要しない。ただし、法律に基づく各人の責任を免れるものではない。法律は、善良の風俗を保護するため、16歳未満の者に開かれた行事の開催を規制することができる。
4. 前3項の規定は、商業広告には適用しない。

**第8条**

結社の権利は、認められる。法律により、この権利は、公共の秩序のために制限することができる。

**第9条**

1. 集会及び示威行動の権利は、認められる。ただし、法律に基づく各人の責任を免れるものではない。
2. 法律は、公衆衛生の確保、通行及び無秩序の克服又は防止のため、規則を定めることができる。

**第10条**

1. 何人も、法律により又は法律に基づき定める制限を除き、個人的生活領域<sup>1</sup>の尊重に対する権利を有する。
2. 法律は、個人データの記録及び提供に関わる個人的生活領域の保護のための規則を定める。
3. 法律は、自己に関して記録されたデータ及びその利用について知らされ、並びに当該データの修正を求める個人の権利に関する規則を定める。

**第11条**

何人も、法律により又は法律に基づき定める制限を除き、その身体の不可侵性に対する権利を有する。

**第12条**

1. 居住者の同意のない住居への立入りは、法律により又は法律に基づき定められた場合において、法律により又は法律に基づきそのために指定された者による限り、認められる。
2. 前項の規定に基づく立入りのためには、法律で定められた例外を除き、事前の身分証明及び立入りの目的の告知を要する。
3. 居住者に対しては、できる限り速やかに、立入りに係る書面による報告が交付される。国の安全又は刑事訴追のために立入りが行われた場合には、法律の定める規則により、報告の交付を延期することができる。交付が国の安全上の利益に永続的に反する場合として法律で定める場合には、交付しないことができる。

**第13条**

1. 信書の秘密は、法律で定める場合において、裁判官の命令によるときを除いては、侵害されない。
2. 電話及び電信の秘密は、法律で定める場合において、法律によりそのために指定された者によるとき又はその者の授権によるときを除いては、侵害されない。

**第14条**

1. 収用は、一般の利益のために、かつ、事前に保証された完全な補償との引換えにおいてのみ、行うことができる。詳細は、法律により又は法律に基づき定める規則による。

<sup>1</sup> プライバシーのこと。

2. 緊急時において直ちに収用が必要とされる場合には、完全な補償を事前に保証することを要しない。

3. 一般の利益のために所有物が所管の機関により破壊され、若しくは使用できなくされる場合又は所有権の行使が制限される場合として、法律により又は法律に基づき定められたときは、損害の完全な補償又は部分的な補償に対する権利が生ずる。

#### 第 15 条

1. 法律により又は法律に基づき定められた場合を除き、何人も、その自由を奪われることはない。

2. 裁判官の命令によらずにその自由を奪われた者は、その解放を裁判官に求めることができる。この場合には、その者は、法律で定める期限内に裁判官により審問される。裁判官は、自由の剥奪が違法と認める場合には、即時の解放を命ずる。

3. 訴訟のためにその自由を奪われている者に係る裁判は、妥当な期限内に行う。

4. 合法的にその自由を奪われた者については、基本権の行使が自由の剥奪と両立しない限りにおいて、当該基本権の行使を制限することができる。

#### 第 16 条

いかなる行為も、その行為より前に存在する法律の処罰規定によらない限り、罰せられない。

#### 第 17 条

何人も、その意思に反し、法律により認められる裁判官〔による裁判を受ける権利〕を奪われることはない。

#### 第 18 条

1. 何人も、裁判及び行政上の訴えにおいて援助を受けることができる。

2. 法律は、資力が劣る者に対する法律扶助の付与に関する規則を定める。

#### 第 19 条

1. 十分な就労機会の促進は、公的機関が配慮する事項である。

2. 法律は、労働者の法的地位及び労働の際の保護並びに共同決定に関する規則を定める。

3. 自由に労働を選択する各オランダ人の権利は、法律により又は法律に基づき定められた制限を除き、認められる。

#### 第 20 条

1. 住民の生計の確保及び福祉の拡大は、公的機関が配慮する事項である。

2. 法律は、社会保障を求める権利に関する規則を定める。

3. 生計を維持することができない国内のオランダ人は、公的機関からの援助に対する権利であって、法律で定めるものを有する。

#### 第 21 条

公的機関の配慮は、国土の居住適性並びに生活環境の保護及び改善に向けられる。

#### 第 22 条

1. 公的機関は、国民の健康の増進のための措置を講ずる。

2. 十分な居住機会の促進は、公的機関が配慮する事項である。

3. 公的機関は、社会的及び文化的な発展並びに余暇活動のための条件を創出する。

### 第23条

1. 教育は、政府が常に配慮する事項である。
2. 教育の提供は、自由である。ただし、公的機関が監督すること並びに法律で指定された教育形態に関して、教育者の能力及び徳性を審査することを妨げない。詳細については、法律で定めるものとする。
3. 公立学校教育については、各人の信仰又は生活信条を尊重しつつ、法律で定める。
4. 各自治体において、公的機関により、十分な初等普通教育が十分な数の公立学校で提供される。公立学校でなくとも初等普通教育を受ける機会が与えられる場合には、法律の定める規則により例外を認めることができる。
5. 全部又は一部について公金の支出を受けるべき教育に課される質に関する要件については、法律で定めるが、私立学校教育に関しては、信条の自由を考慮する。
6. これらの要件は、公金から全額支出された私立学校教育及び公立学校教育の質が等しく十分に保障されるように、初等普通教育について定められる。規定に際しては、とりわけ、教材の選択及び教員の雇用に関する私立学校教育の自由が尊重される。
7. 法律の定める要件を満たす私立学校による初等普通教育は、公立学校教育と同一の基準に従い、公金から支出を受ける。法律は、私立学校による中等普通教育及び大学進学課程の教育に対して公金が支出される要件について定める。
8. 政府は、毎年、教育の現状について議会に報告する。

## 第2章 政府

### 第1節 国王

#### 第24条

王位は、オラニエ＝ナッサウ公ウィレム1世の嫡出の子孫による世襲とする。

#### 第25条

王位は、国王の死去の場合に、嫡出の子孫に継承され、その際には、最年長の子が優先され、代襲<sup>2</sup>についても同じ規則に従う。国王に子孫がない場合には、王位は、同一の方法により、まず国王の親の、次に国王の祖父母の、嫡出の子孫であって、継承資格を有するものに、死去した国王との血縁が3親等よりも離れていない限り、継承される。

#### 第26条

国王の死去の時点で王妃の胎内にある子は、王位継承については、既に生まれたものとみなす。死産の場合、その子は存在しなかったものとみなす。

#### 第27条

退位の場合には、前3条の規定に従った王位継承が行われる。退位後に生まれた子及

<sup>2</sup> 王位継承者が国王よりも先に死去した場合における王位継承のこと。

びその子孫は、王位継承から除外される。

#### 第 28 条

1. 法律による同意を得ない婚姻をする国王は、それにより退位する。
2. 王位継承の可能性を有する者がこのような婚姻をする場合には、その者は、当該婚姻により生まれた子及びその子孫とともに王位継承から除外される。
3. 議会は、同意に係る法律案について、両院合同会議において審議し、及び議決する。

#### 第 29 条

1. 例外的な事態の場合において、やむを得ないときは、法律により 1 人又は複数の継承者を王位継承から除外することができる。
2. そのための法律案は、国王により又はその名において提出される。議会は、これについて両院合同会議において審議し、及び議決する。議会は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、法律案を可決することができない。

#### 第 30 条

1. 継承者がいないと見込まれる場合には、これを法律で指名することができる。法律案は、国王により又はその名において提出される。法律案の提出後、両議院は、解散される。

新しい両議院は、両院合同会議においてこれについて審議し、及び議決する。

両院合同会議は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、法律案を可決することができない。

2. 国王の死去又は退位の際に継承者がいないときは、両議院は、解散される。新しい両議院は、死去又は退位の日から 4 か月以内に、次期国王の指名について議決するために両院合同会議に集会する。両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、継承者を指名することができない。

#### 第 31 条

1. 指名された国王は、その嫡出の子孫による王位継承によってのみ引き継がれることができる。
2. 王位継承に係る規定及び前項の規定は、継承者がいまだ国王に即位していない間は、当該継承者について準用する。

#### 第 32 条

国王は、国王の権限の行使を始めた後、首都アムステルダムにおいて、議会の公開の両院合同会議の場で、できる限り速やかに宣誓し、王位に就く。国王は、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。法律は、より詳細な規則を定める。

#### 第 33 条

国王は、18 歳に達した後に、国王の権限を行使する。

#### 第 34 条

法律は、未成年である国王に関する親権及び後見並びにこれらの監督について定める。議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

**第 35 条**

1. 国王が国王の権限を行使することができる状態にないと内閣が判断するときは、内閣は、この件について諮問を受けた国务院の助言を提出した上、これを議会に報告し、議会は、これを受けて両院合同会議に集会する。

2. この判断を議会が共有するときは、議会は、国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨の宣言を行う。この宣言は、両院合同会議の議長の命令により公示され、直ちに効力を生ずる。

3. 国王が再び国王の権限を行使することができる状態になった場合には、直ちに法律によりこの旨が宣言される。議会は、これについて両院合同会議において審議し、及び議決する。国王は、当該法律の公布後直ちに、国王の権限を再び行使する。

4. 国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨を宣言された場合において、必要なときは、法律は、国王に対する監督について定める。議会は、これについて両院合同会議において審議し、及び議決する。

**第 36 条**

国王は、法律に基づき、国王の権限の行使を一時的に中止し、及び再び行使することができ、これに関する法律案は、国王により又はその名において提出される。議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

**第 37 条**

1. 国王の権限は、次の各号に掲げる場合には、摂政により行使される。

- a. 国王が 18 歳に達しない間
- b. 王位がまだ生まれていない子に継承された場合
- c. 国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨宣言された場合
- d. 国王が国王の権限の行使を一時的に中止した場合
- e. 国王の死去又は退位の後に継承者がいない間

2. 摂政は、法律により指名される。議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

3. 第 1 項 c 号及び d 号に掲げる場合において、国王の推定される継承者である子孫が 18 歳に達しているときは、当該子孫が当然に摂政となる。

4. 摂政は、議会の両院合同会議において、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。法律は、摂政職に関するより詳細な規則を定めるとともに、その中で後任及び代理について定めることができる。議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

5. 第 35 条及び第 36 条の規定は、摂政について準用する。

**第 38 条**

国王の権限が行使されない間、国王の権限は、国务院により行使される。

**第 39 条**

法律は、王室の構成員の範囲について定める。

#### 第 40 条

1. 国王は、法律の定める規則に従い、毎年、国庫から給付金を受ける。当該法律は、給付金が支給される王室の他の構成員の範囲について定め、及び当該給付金について規律する。
2. 国庫から受領した給付金及びその職務の遂行のために使用する財産については、個人課税が免除される。さらに、国王又はその推定される継承者が相続権に基づき又は贈与により王室の構成員から受領したものについては、相続、譲渡及び贈与に関する法の適用を受けない。更なる課税の免除を法律で認めることができる。
3. 議会の両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、前 2 項に規定する法律案を可決することができない。

#### 第 41 条

国王は、公共の利益を考慮して、宮廷を組織する。

### 第 2 節 国王及び大臣

#### 第 42 条

1. 政府は、国王及び大臣により形成される。
2. 国王は不可侵であり、大臣が責任を負う。

#### 第 43 条

首相及びその他の大臣は、勅令により任命され、及び解任される。

#### 第 44 条

1. 省庁は、勅令により設置される。省庁は、1 人の大臣の指揮の下に置かれる。
2. さらに、省庁を指揮する任務を負わない大臣<sup>3</sup>を任命することができる。

#### 第 45 条

1. 大臣は、共同して内閣を形成する。
2. 首相は、内閣の長である。
3. 内閣は、政府の一般政策を協議し、及び決定し、並びにこれらの政策の調和を促進する。

#### 第 46 条

1. 勅令により副大臣を任命し、及び解任することができる。
2. 副大臣は、大臣が必要と認める場合において、かつ、大臣の指示を遵守して、大臣職を代行する。

副大臣は、これを理由として責任を負うが、大臣の責任を免ずるものではない。

#### 第 47 条

全ての法律及び勅令は、国王及び 1 人又は複数の大臣又は副大臣により署名される。

---

<sup>3</sup> いわゆる無任所大臣のこと。

**第 48 条**

首相を任命する勅令は、当該者により副署される。その他の大臣及び副大臣を任命し、又は解任する勅令は、首相により副署される。

**第 49 条**

大臣及び副大臣は、就任に際して、国王の前で、法律の定める方法により、廉潔性の宣誓又は宣言及び誓約を行うとともに、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。

**第 3 章 議会****第 1 節 組織及び構成****第 50 条**

議会は、全てのオランダ国民を代表する。

**第 51 条**

1. 議会は、第二院及び第一院により構成される。
2. 第二院は、150 人の議員により構成される。
3. 第一院は、75 人の議員により構成される。
4. 両院合同会議の際には、両議院は、単一とみなされる。

**第 52 条**

1. 両議院の任期は、4 年とする
2. 4 年と異なる任期が法律により州議会について定められた場合には、第一院の任期は、それに従って変更される。

**第 53 条**

1. 両議院の議員は、法律により定める範囲内において、比例代表制に基づいて選挙される。
2. 選挙は、秘密投票により行われる。

**第 54 条**

1. 第二院の議員は、国内に居住していないオランダ人に関して法律で定める例外を除き、18 歳に達したオランダ人により直接選挙される。
2. 法律で指定された罪を犯したため、裁判所の確定判決により少なくとも 1 年の自由刑を宣告され、かつ、これと同時に選挙権を剥奪された者は、選挙権が排除される。

**第 55 条**

第一院の議員は、州議会の議員により選挙される。選挙は、第一院の解散の場合を除き、州議会の議員の選挙の後 3 か月以内に行われる。

**第 56 条**

議会の議員となり得るためには、オランダ人であり、18 歳に達し、かつ、選挙権が排除されていないことを要する。

#### 第 57 条

1. 何人も、両議院の議員であることはできない。
2. 議員は、大臣、副大臣、国務院の構成員、会計検査院の構成員、全国オンブズマン若しくは副オンブズマン、最高裁判所裁判官又は最高裁判所の検事総長若しくは検事に同時になることができない。
3. 辞職を申し出た大臣又は副大臣は、前項の規定にかかわらず、その辞職の申出についての決定があるまでの間、当該職務と議会議員の資格とを兼ねることができる。
4. 法律は、その他の公職に関し、当該公職が議会又はいずれかの議院の議員資格と同時に遂行することができない旨を定めることができる。

#### 第 57a 条

法律は、妊娠及び出産並びに病気を理由とする議会議員の一時的な代理について定める。

#### 第 58 条

各議院は、その新たに任命された議員の当選証書を審査し、及び当選証書又は選挙自体に関して生じた争訟について、法律の定める規則を遵守して判定する。

#### 第 59 条

選挙権及び選挙に関するその他の全ての事項については、法律で定める。

#### 第 60 条

両議院の議員は、就任に際して、会合において、法律の定める方法により、廉潔性の宣誓又は宣言及び誓約を行うとともに、基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。

#### 第 61 条

1. 各議院は、議員の中から議長を任命する。
2. 各議院は、書記を任命する。書記及び両議院のその他の職員は、議会議員に同時になることはできない。

#### 第 62 条

第一院の議長は、両院合同会議の議長を務める。

#### 第 63 条

議会議員及び議会議員であった者並びにこれらの遺族のための金銭的な給付は、法律で定める。両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、この件に関する法律案を可決することができない。

#### 第 64 条

1. 各議院は、勅令により解散することができる。
2. 解散に係る勅令は、3 か月以内に、解散した議院について新たな選挙を行い、新たに選挙された議院が集会することの命令も含む。
3. 解散は、新たに選挙された議院が集会する日に効力を生ずる。
4. 法律は、解散後に集会する第二院の任期について定めるが、期間は、5 年を超えることができない。解散後に集会する第一院の任期は、解散された第一院の任期の満了が予定されていた時点で終了する。

## 第2節 議事手続

### 第65条

毎年9月の第3火曜日又は法律で定めるより早い時期に、政府が遂行する政策が、議会の両院合同会議で、国王により又はその名において表明される。

### 第66条

1. 議会の会議は、公開とする。
2. 出席議員の10分の1が要求したとき、又は議長が必要と認めるときは、会議は非公開とする。
3. その後、議院又は両院合同会議における両議院により、審議及び議決を非公開とすべきか否かについて決定される。

### 第67条

1. 両議院は、総議員の過半数が出席している場合に限り、それぞれ及び両院合同会議において、審議し、又は議決することができる。
2. 議決は、投票の過半数による。
3. 議員は、指示を受けることなく投票する。
4. 議案については、1人の議員が要求する場合には、発声かつ氏名点呼により、投票される。

### 第68条

大臣及び副大臣は、1人又は複数の議員が要求する情報であつて、当該情報の提供が国の利益に反しないものを、各議院及び両院合同会議に、口頭又は文書で提供する。

### 第69条

1. 大臣及び副大臣は、会議に出席する権利を有するとともに、審議に参加することができる。
2. 大臣及び副大臣に対し、各議院及び両院合同会議は、会議に出席させるために招致することができる。
3. 大臣及び副大臣は、会議において、その指名する者の補助を受けることができる。

### 第70条

両議院は、各議院及び両院合同会議において、法律で定める調査権を有する。

### 第71条

審議に参加する議会議員、大臣、副大臣及びその他の者は、議会若しくは委員会の会議において発言し、又はこれらの会議に書面で提出したことについて、裁判において訴えられ、又は責任を問われることない。

### 第72条

両議院は、各議院及び両院合同会議において、議事規則を定める。

## 第4章 国務院、会計検査院、全国オンブズマン及び常設の助言機関

### 第73条

1. 国務院又は国務院の部局は、法律案及び一般行政措置<sup>4</sup>の案並びに議会による条約の承認に係る提案について諮問を受ける。法律で定める場合には、諮問を省略することができる。
2. 国務院又は国務院の部局は、勅令で決定された行政に関する紛争の調査に責任を有し、及び判定を伝達する。
3. 法律は、国務院又は国務院の部局に対し、行政に関する紛争の判定を委ねることができる。

### 第74条

1. 国王は、国務院の議長である。国王の推定される継承者は、18歳に達した後、当然に国務院の構成員となる。法律により又は法律に基づき、王室の他の構成員に対して国務院の議席を付与することができる。
2. 国務院の構成員は、勅令により、終身で任命される。
3. 国務院の構成員は、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。
4. 法律で指定された場合には、国務院は、国務院の構成員を停職し、又は解任することができる。
5. 法律は、国務院の構成員の法的地位に関するその他の事項について定める。

### 第75条

1. 法律は、国務院の組織、構成及び権限について定める。
2. 法律により、国務院又は国務院の部局に対し、その他の任務も委ねることができる。

### 第76条

会計検査院は、国の収入及び支出の検査に責任を有する。

### 第77条

1. 会計検査院の構成員は、議会の第二院により作成された3人の候補者名簿から、勅令により終身で任命される。
2. 会計検査院の構成員は、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。
3. 法律で指定された場合には、最高裁判所は、会計検査院の構成員を停職し、又は解任することができる。
4. 法律は、会計検査院の構成員の法的地位に関するその他の事項について定める。

### 第78条

1. 法律は、会計検査院の組織、構成及び権限について定める。
2. 法律により、会計検査院に対し、その他の任務も委ねることができる。

---

<sup>4</sup> 法規命令のこと。

**第 78a 条**

1. 全国オンブズマンは、申立てにより又は自発的に、国の行政機関及び法律により又は法律に基づき指定された他の行政機関の行為を調査する。
2. 全国オンブズマン及び副オンブズマンは、法律で定める任期中、議会の第二院により任命される。全国オンブズマン及び副オンブズマンは、自ら願ひ出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。法律で指定された場合には、議会の第二院は、全国オンブズマン及び副オンブズマンを停職し、又は解任することができる。法律は、全国オンブズマン及び副オンブズマンの法的地位に関するその他の事項について定める。
3. 法律は、全国オンブズマンの権限及び職務遂行の方法について定める。
4. 法律により又は法律に基づき、全国オンブズマンに対し、その他の任務も委ねることができる。

**第 79 条**

1. 国の立法及び行政に関する事項についての常設の助言機関は、法律により又は法律に基づき、設置される。
2. 法律は、これらの機関の組織、構成及び権限について定める。
3. 法律により又は法律に基づき、これらの機関に対し、助言以外の任務も委ねることができる。

**第 80 条**

1. この章に規定する機関による助言は、法律で定める規則に従って公表される。
2. 国王により又はその名において提出された法律案についてなされた助言は、法律で定める例外を除き、議会に提出される。

**第 5 章 立法及び行政****第 1 節 法律及びその他の規則****第 81 条**

法律の制定は、政府及び議会により共同して行われる。

**第 82 条**

1. 法律案は、国王により又はその名において、及び議会の第二院により提出される。
2. 両院合同会議における議会による審議が定められている法律案は、国王により又はその名において、及び第 2 章の関係条文が認める限りにおいて両院合同会議により、提出することができる。
3. 第二院又は両院合同会議により提出される法律案は、1 人又は複数の議員により、これらに発議することができる。

**第 83 条**

国王により又はその名において提出された法律案は、第二院に送付され、又は両院合同

会議における議会による審議が定められている場合には両院合同会議に送付される。

#### 第 84 条

1. 国王により又はその名において提出された法律案は、第二院又は両院合同会議により可決されるまでの間は、1人又は複数の議員の提案に基づいて第二院又は両院合同会議により、及び政府の名において修正することができる。

2. 第二院又は両院合同会議が、自ら提出した法律案を可決するまでの間は、当該法律案は、1人又は複数の議員の提案に基づいて第二院又は両院合同会議により、及び当該法律案を発議した議員により修正することができる。

#### 第 85 条

第二院は、法律案を可決し、又は法律案の提出を議決した場合には、直ちに当該法律案を第一院に送付し、第一院は、第二院により第一院に送付されたとおりの法律案を検討する。第二院は、1人又は複数の所属議員に対し、第二院により提出された法律案を第一院において擁護することを命ずることができる。

#### 第 86 条

1. 法律案は、議会により可決されるまでの間は、提出者により又はその名において、撤回することができる。

2. 第二院又は両院合同会議が自ら提出する法律案を可決するまでの間は、当該法律案は、当該法律案を発議した議員により撤回することができる。

#### 第 87 条

1. 法律案は、議会により可決され、かつ、国王により裁可された場合には、直ちに法律になる。

2. 国王及び議会は、全ての法律案に関する決定を相互に通知する。

#### 第 88 条

法律は、法律の公布及び施行について定める。法律は、公布される前には施行されない。

#### 第 89 条

1. 一般行政措置は、勅令により定められる。

2. 罰則により維持される規則は、法律に基づいてのみ、一般行政措置において規定される。法律は、科すべき罰則について定める。

3. 法律は、一般行政措置の公布及び施行について定める。一般行政措置は、公布される前には施行されない。

4. 第2項及び第3項の規定は、国の名において定められたその他の一般的な拘束力を有する規則について準用する。

### 第 2 節 その他の規定

#### 第 90 条

政府は、国際的な法秩序の発展を推進する。

**第 91 条**

1. 議会による事前の承認がなければ、王国は、条約に拘束されず、及び条約は廃棄されない。法律は、承認を要しない場合について定める。
2. 法律は、承認が付与される方法について定めるとともに、黙示の承認について定めることができる。
3. 条約がこの基本法から逸脱する規定又はそのような逸脱を余儀なくさせる規定を含む場合には、両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、承認を付与することができない。

**第 92 条**

必要な場合には、前条第 3 項の規定を遵守して、条約により又は条約に基づき国際法上の機関に対し、立法、行政及び裁判の権限を委ねることができる。

**第 93 条**

条約及び国際法上の機関の決定の規定であって、その内容により全ての者を拘束することができるものは、それらが公示された後に拘束力を生じる。

**第 94 条**

王国内で効力を有する法律の規則は、条約及び国際法上の機関の決定の全ての者を拘束する規定に抵触する場合には、適用されない。

**第 95 条**

法律は、条約及び国際法上の機関の決定の公示に関する規則を定める。

**第 96 条**

1. 王国は、議会の事前の承認の後でなければ、戦争状態を布告されない。
2. 承認は、現実に戦争状態にある結果、議会との協議が不可能であるときは、必要とされない。
3. 議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。
4. 第 1 項及び前項の規定は、戦争終結の布告について準用する。

**第 97 条**

1. 軍隊は、王国の防衛及び王国の利益の保護並びに国際的な法秩序の維持及び促進のために存在する。
2. 政府は、軍隊に対する最高指揮権を有する。

**第 98 条**

1. 軍隊は、志願兵により構成されるとともに、徴集兵をその構成員とすることができる。
2. 法律は、義務的な兵役及び現役への召集の猶予に関する権限について定める。

**第 99 条**

法律は、真摯な良心のとがめを理由とする兵役の免除について定める。

**第 99a 条**

法律で定める規則により、民間防衛のための義務を課することができる。

**第 100 条**

1. 政府は、国際的な法秩序の維持又は促進のための軍隊の投入又は配置に関する情報を、

事前に議会に提供する。これは、武力紛争時における人道援助のための軍隊の投入又は配置に関する事前の情報提供を含む。

2. 前項の規定は、やむを得ない理由により事前に情報提供を行うことができないときは、適用しない。

その場合には、情報はできる限り速やかに提供される。

#### 第 101 条

(1995 年 7 月 10 日の王国法律 (法令公報第 401 号) により削除)

#### 第 102 条

(2000 年 6 月 22 日の王国法律 (法令公報第 294 号) により削除)

#### 第 103 条

1. 法律は、国内外の安全の維持のため、法律により指定される非常事態を勅令で宣言することができる場合について定め、効果について定める。

2. その際には、州、基礎自治体及び治水委員会の機関の権限に関する基本法の規定、第 6 条 (建築物及び閉じられた敷地の外における同条に規定する権利の行使に関する場合に限る。)、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条並びに第 113 条第 1 項及び第 3 項に規定する基本権から逸脱することができる。

3. 非常事態の宣言後、勅令で当該宣言が廃止されるまでの間、議会は、必要であると判断する都度、当該宣言の更新について決定し、議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

#### 第 104 条

国の租税は、法律に基づいて課される。国のその他の公課は、法律で定める。

#### 第 105 条

1. 国の歳入及び歳出の予算は、法律で定められる。

2. 一般予算の法律案は、国王により又はその名において、毎年、第 65 条に定める時期に提出される。

3. 国の歳入及び歳出に関する説明は、法律の規定に従い、議会に対し行われる。会計検査院により承認された決算は、議会に提出される。

4. 法律は、国の財政の運用に関する規則を定める。

#### 第 106 条

法律は、通貨制度について定める。

#### 第 107 条

1. 法律は、個別法において特定の事項について定める権限を除き、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を、一般的な法典において定める。

2. 法律は、行政法の一般的な規則を定める。

#### 第 108 条

(1999 年 2 月 25 日の法律 (法令公報第 133 号) により削除)

#### 第 109 条

法律は、公務員の法的地位について定める。法律は、さらに、公務員の労働の際の保護

及び共同決定に関する規則を定める。

#### 第 110 条

公的機関は、その職務の遂行に際して、法律で定める規則に従い、公開を実施する。

#### 第 111 条

勲章は、法律で制定される。

### 第 6 章 裁判

#### 第 112 条

1. 民事上の権利及び債権に関する紛争の裁判は、司法権に委ねられる。
2. 法律は、民事上の権利関係から生じたものでない紛争の裁判を、司法権又は司法権に属さない裁判所のいずれかに委ねることができる。法律は、裁判の手続及び裁判所の判断の効果について定める。

#### 第 113 条

1. さらに、刑事事件の裁判も、司法権に委ねられる。
2. 公的機関により設けられた懲戒裁判については、法律で定める。
3. 自由を剥奪する刑罰は、司法権のみが科することができる。
4. 法律は、オランダ国外での裁判及び戦時刑法について、異なる規則を定めることができる。

#### 第 114 条

死刑は、科することができない。

#### 第 115 条

第 112 条第 2 項に規定する紛争については、行政上の不服申立てを提起することができる。

#### 第 116 条

1. 法律は、司法権に属する裁判所を指定する。
2. 法律は、司法権の組織、構成及び権限について定める。
3. 法律は、司法権による裁判に司法権に属さない者も参加することを定めることができる。
4. 法律は、裁判に責任を有する司法権の構成員及び前項に規定する者の職務遂行について、当該構成員により行うべき監督について定める。

#### 第 117 条

1. 裁判に責任を有する司法権の構成員及び最高裁判所の検事総長は、勅令により、終身で任命される。
2. 前項に規定する者は、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。
3. 法律で定める場合には、法律で指定された司法権に属する裁判所は、第 1 項に規定する者を停職し、又は解任することができる。

4. 法律は、第1項に規定する者の法的地位に関するその他の事項について定める。

#### 第118条

1. オランダ最高裁判所の裁判官は、議会の第二院により作成された3人の候補者名簿から任命される。

2. 最高裁判所は、法律で定められた場合において、かつ、法律で定められた範囲内において、法に反することを理由として裁判所の判決を破棄する責任を有する。

3. 法律により、最高裁判所に対し、その他の任務も委ねることができる。

#### 第119条

議会議員、大臣及び副大臣は、在職中に犯した職務犯罪を理由として、その離職後であっても、最高裁判所において審理される。訴追のための命令は、勅令又は第二院の決議による。

#### 第120条

裁判官は、法律及び条約の基本法との適合性を判断しない。

#### 第121条

法律で定められた場合を除き、審理は公開の場で行われ、判決には、その根拠が含まれる。判決の言渡しは、公に行われる。

#### 第122条

1. 恩赦は、法律で指定された裁判所の助言の後に、かつ、法律により又は法律に基づき定める規則を遵守して、勅令により付与される。

2. 大赦は、法律により又は法律に基づき付与される。

### 第7章 州、基礎自治体、治水委員会及びその他の公的団体

#### 第123条

1. 州及び基礎自治体は、法律で廃止し、及び新設することができる。

2. 法律は、州及び基礎自治体の境界の変更について定める。

#### 第124条

1. 州及び基礎自治体については、その内部事項に関する規則の制定及び執行の権限は、その運営機関に委ねられる。

2. 州及び基礎自治体に対し、法律により又は法律に基づき、運営機関の規則の制定及び執行を要求することができる。

#### 第125条

1. 州及び基礎自治体は、州議会及び基礎自治体議会を最高機関とする。その会議は、法律で定める例外を除き、公開とする。

2. 州執行団及び州知事も州の運営機関の一部をなし、基礎自治体の執行団及び首長も基礎自治体の運営機関の一部をなす。

#### 第126条

州知事が政府により発せられる職務上の指示の執行に責任を有することを、法律で定め

ることができる。

#### 第 127 条

州議会及び基礎自治体議会は、法律により又は法律に基づきこれらが定める例外を除き、州及び基礎自治体の条例を定める。

#### 第 128 条

第 123 条の場合を除き、第 124 条第 1 項に規定する権限を、第 125 条に規定する機関以外の機関に対し付与することは、州議会又は基礎自治体議会によってのみ行うことができる。

#### 第 129 条

1. 州議会及び基礎自治体議会の議員は、その州又は基礎自治体の住民であるオランダ人であって、議会の第二院の選挙に適用される要件を満たすものにより、直接選挙される。議員の資格についても、同一の要件が適用される。

2. 議員は、法律により定める範囲内において、比例代表制に基づいて選挙される。

3. 第 53 条第 2 項及び第 59 条の規定を適用する。第 57a 条の規定を準用する。

4. 州議会及び基礎自治体議会の任期は、法律で定める例外を除き、4 年とする。

5. 法律は、議員資格と同時に遂行することができない職の種類について定める。法律は、親族関係又は婚姻から議員資格への障害が生ずること及び法律で指定された行為を行うことにより議員資格を喪失し得ることを定めることができる。

6. 議員は、指示を受けることなく投票する。

#### 第 130 条

法律は、オランダ人である住民に対して適用される要件を少なくとも満たすことを条件として、基礎自治体議会の議員を選挙する権利及び基礎自治体議会の議員となる権利をオランダ人ではない住民に付与することができる。

#### 第 131 条

州知事及び基礎自治体の首長は、勅令により任命される。

#### 第 132 条

1. 法律は、州及び基礎自治体の組織並びにその運営機関の構成及び権限について定める。

2. 法律は、当該運営機関の監督について定める。

3. 当該運営機関の決定は、法律により又は法律に基づき定める場合にのみ、事前の監督を受けることがある。

4. 当該運営機関の決定の破棄は、違法であること又は一般の利益に反することを理由として、勅令によってのみ行うことができる。

5. 法律は、第 124 条第 2 項の規定に基づいて要求された規則の制定及び執行が行われない場合の措置について定める。州又は基礎自治体の運営機関がその職務を著しく怠っている場合には、第 125 条及び第 127 条の規定にかかわらず、法律で措置を講ずることができる。

6. 法律は、州及び基礎自治体の運営機関により課することができる租税の種類並びに州及び基礎自治体と国の財政関係について定める。

#### 第 133 条

1. 治水委員会の廃止及び設立、その任務及び組織に関する規則並びにその運営機関の構成は、法律により又は法律に基づき別段の定めをしない限り、法律で定める規則に従い、州の条例で定められる。
2. 法律は、治水委員会の運営機関の規則制定権及びその他の権限並びにその会議の公開について定める。
3. 法律は、当該運営機関に対する州による監督及びその他の監督について定める。当該運営機関の決定の破棄は、違法であること又は一般の利益に反することを理由としてのみ行うことができる。

#### 第 134 条

1. 職業及び産業に関する公的団体及びその他の公的団体は、法律により又は法律に基づき設立し、又は廃止することができる。
2. 法律は、当該団体の任務及び組織、その運営機関の構成及び権限並びにその会議の公開について定める。法律により又は法律に基づき、その運営機関に対して規則制定権を付与することができる。
3. 法律は、当該運営機関の監督について定める。当該運営機関の決定の破棄は、違法であること又は一般の利益に反することを理由としてのみ行うことができる。

#### 第 135 条

法律は、2以上の公的団体が関係する問題について措置するための規則を定める。その際には、新たな公的団体の設立の措置を講ずることができ、この場合には、第134条第2項及び第3項の規定が適用される。

#### 第 136 条

公的団体間の紛争は、当該紛争が司法権の審査に服する場合又はその解決が法律で他に委ねられている場合を除き、勅令により解決される。

### 第 8 章 基本法の改正

#### 第 137 条

1. 法律は、基本法の改正が当該法律の提案するように検討されるべきである旨を宣言する。
2. 第二院は、国王により又はその名においてそのために提出された提案によるか否かを問わず、改正のための法律案を分割することができる。
3. 第1項に規定する法律の公布後、第二院は、解散される。
4. 新しい第二院が集会した後、両議院は、第2読会において、第1項に規定する改正案について検討する。両議院は、表明された投票数の少なくとも3分の2の賛成によらなければ、改正案を可決することができない。
5. 第二院は、国王により又はその名においてそのために提出された提案によるか否かを問わず、表明された投票数の少なくとも3分の2の賛成によらなければ、改正案を分

割することができない。

#### 第 138 条

1. 第 2 読会において可決された基本法の改正案が国王により裁可される前に、法律で次の各号に掲げることを行うことができる。

a. 可決された改正案と基本法の改正されない条項を、必要な限りにおいて相互に適合させること。

b. 章、節及び条への区分及びこれらの配置並びに見出しを変更すること。

2. 両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、前項 a 号に規定する措置を含む法律案を可決することができない。

#### 第 139 条

議会により可決され、国王により裁可された基本法の改正は、公布後、直ちに効力を生ずる。

#### 第 140 条

基本法の改正に抵触する現行の法律及びその他の規則並びに決定は、基本法に対応した措置が講じられるまで維持される。

#### 第 141 条

改正された基本法の正文は、勅令で公布され、その際には、章、節及び条の番号を変更することができ、これに従って引用規定を修正することができる。

#### 第 142 条

基本法は、法律により、オランダ王国憲章に適合させることができる。第 139 条、第 140 条及び第 141 条の規定を準用する。

### 補則

#### 第 I 条

第 57a 条及び第 129 条第 3 項第 2 文の規定は、4 年後又は法律により若しくは法律に基づき定めるより早い時点で初めて効力を生ずる。

#### 第 II 条

1983 年の正文に基づく第 54 条第 2 項の規定は、5 年間又は法律により若しくは法律に基づき定めるより短い期間、なお効力を有する。後者の期間は、法律で最長 5 年間、延長することができる。

#### 第 54 条第 2 項

次の各号に掲げる者は、選挙権が排除される。

a. 法律で指定された罪を犯したため、裁判所の確定判決により少なくとも 1 年の自由刑を宣告され、かつ、これと同時に選挙権を剝奪された者

b. 精神障害を理由とする裁判所の確定判決に基づき法律行為を行う能力を有しない者

**第Ⅲ条から第Ⅷ条まで**

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

**第Ⅸ条**

第16条の規定は、特別刑法令に基づき犯罪とされた行為については適用しない。

**第Ⅹ条**

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

**第ⅩⅠ条**

(1999年10月6日の王国法律(法令公報第454号)により削除)

**第ⅩⅡ条から第ⅩⅥ条まで**

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

**第ⅩⅦ条**

(1999年2月25日の法律(法令公報第135号)により削除)

**第ⅩⅧ条**

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

**第ⅩⅨ条**

1972年の正文に基づく基本法第81条に規定する公布の形式並びに同基本法第123条、第124条、第127条、第128条及び第130条に規定する送付及び通知の形式は、これに代わる規則が制定されるまでの間、なお効力を有する。

**第81条**

法律の公布の形式は、次のとおりとする。

私〔、国王の名等〕、オランダの国王〔、その他の称号等〕は、

これを見又は聞く全ての者に知らせる。

私は、(法律の理由)ということを考慮した。

そのため、私は、国務院に諮問し、議会と共同で熟考した上で、ここに承認し及び了解するとおり、承認し及び了解した。

(法律の内容)

〔制定地、制定日等〕制定

女王が統治する場合又は摂政若しくは国務院により国王の権限が代行される場合には、これに伴い必要な修正がこの形式に施される。

**第130条**

国王は、できる限り速やかに、議会に対し、議会により可決された法律案を承認するか否かについて通知する。通知は、次に掲げる形式で行う。

「国王は、法律案に同意する。」

又は

「国王は、法律案を検討している。」

**第ⅩⅩ条**

(1995年7月10日の王国法律(法令公報第402号)により削除)

**第XXI条**

(1999年10月6日の王国法律(法令公報第454号)により削除)

**第XXII条及び第XXIII条**

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

**第XXIV条及び第XXV条**

(1999年2月25日の法律(法令公報第135号)により削除)

**第XXVI条から第XXIX条まで**

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

**第XXX条**

(1999年10月6日の王国法律(法令公報第454号)により削除)

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月

調査資料 2012-3-c  
基本情報シリーズ⑬

**各国憲法集(7) オランダ憲法**

平成 25 年 3 月 29 日発行  
ISBN 978-4-87582-744-3

国立国会図書館調査及び立法考査局  
〒 100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1  
電話 03(3581)2331  
bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>  
トップ>国会関連情報>調査資料>2013年刊行分

# Constitutions of the World (7)

## The Netherlands

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2012-3-c

ISBN 978-4-87582-744-3

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。